

議案第66号

木津川市山城町森林公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり木津川市山城町森林公園の指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

記

- 1 施設の名称及び所在地
名 称 木津川市山城町森林公園
所在地 京都府木津川市山城町神童子三上山地内
- 2 指定管理者 木津川市山城町神童子三上山1番地
山城町森林組合
代表理事組合長 木村 浩三
- 3 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

参考資料（議案第66号）

木津川市山城町森林公園の指定管理者の指定について

1 指定管理者の概要

- (1) 団体名 山城町森林組合
- (2) 代表者名 代表理事組合長 木村 浩三
- (3) 所在地 木津川市山城町神童子三上山1番地
- (4) 設立年月日 昭和31年10月12日
- (5) 出資金 804,900円

2 選定理由

指定管理者を選定するにあたり公募を実施し、木津川市山城町森林公園指定管理者選定委員会において、応募のあった団体から応募提案に関するプレゼンテーション、書類審査及びヒアリング審査を実施した。その結果、公平性の確保、サービスの向上、施設の適正管理等、施設運営を十分に行うことができるとして、山城町森林組合を選定した。

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 公園の使用の許可及び使用料の収受に関する業務
- (2) 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 木津川市山城町森林公園条例（平成19年木津川市条例第160号）第1条の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 市長の承認を受け、公園の休園日若しくは使用時間を変更し、又は臨時に休園すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務